

第3回 境港市議会（定例会）会議録（第2号）

議事日程

平成18年9月11日（月曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（16名）

1番	渡辺明彦君	2番	米村一三君
3番	岡空研二君	5番	森岡俊夫君
6番	浜田一哉君	7番	長谷正信君
8番	柊康弘君	9番	下西淳史君
10番	田口俊介君	11番	南條可代子君
12番	松下克君	13番	定岡敏行君
14番	平松謙治君	15番	荒井秀行君
16番	永井章君	17番	松本熙君

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	中村勝治君	助役	竹本智海君
教育長	根平雄一郎君	総務部長	安倍和海君
市民生活部長	早川健一君	市民生活部参事	景山憲君
産業環境部長	松本健治君	建設部長	武良幹夫君
総務部次長	松本光彦君	行財政改革推進監	宮辺博君
産業環境部次長	足立一男君	教育委員会次長	門脇俊史君
秘書課長	佐々木史郎君	総務課長	清水寿夫君
財政課長	下坂鉄雄君	地域振興課長	荒井祐二君
市民課長	二瀬信博君	環境防災課長	渡辺恵吾君
清掃センター所長	阿部裕君	通商課長	伊達憲太郎君

管理課長 洋谷英之君  
教育総務課主査 坂井敏明君

都市整備課長 木下泰之君

#### 事務局出席職員職氏名

局長 山本 修君  
調査庶務係長 武良 収君  
主査 戸塚 扶美子君  
議事係長 沼倉 加奈子君

#### 開 議 (10時00分)

議長(渡辺明彦君) おはようございます。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長(渡辺明彦君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、森岡俊夫議員、南條可代子議員を指名いたします。

#### 日程第2 一般質問

議長(渡辺明彦君) 日程第2、一般質問に入ります。

各個質問を行います。

最初に、永井章議員。

16番(永井 章君) おはようございます。

9月定例会市議会開催に当たり、私見を交えながら質問をさせていただきます。

私ども市議員が市民の皆様の声が少しでも市政に反映できるように、また市政の内容、方向が市民の方々に身近なものになりますようにと思い質問させていただきます。市長並びに教育長の御所見をお伺いします。

初めに、市有財産の管理についてお伺いします。

本年3月定例会では、市の土地開発公社が有する財産、行政財産が取り上げられました。私は普通財産と村中財産の管理についてお伺いします。

先般、旧誠道中学校の同窓会の世話人さんから、誠道中学校跡という碑を建てたいが、誠道町の中央部にある松林が適地であるがどうかという内容の相談がありました。市役所の課で聞いてみたところ、普通財産だから売却したり貸し出すときにそのようなものがあると困るとのことでだめだと言われました。また、他地区の人は、あそこは村中財産でハデかけ場になっていると言われる方もおられます。

私の住んでいる三軒屋にも村中財産がありますが、どうしても納得いかなないことがあります。それは、俣川神社の敷地であります。以前は村中財産でありましたが、滑走路つけかえに伴う移転先として売却するため、周辺の山林と一緒に境港市に名義がえを行っております。残地は竹が生い茂り、神社敷地は氏子からもともと我々の先祖から受け継いでも

ので、市から借りて建てたものではないとおしかりを受けております。身近にこのような例がありますので、私はこれまで村中財産イコール市有財産だと思っておりましたが、普通財産と村中財産の取り扱いについての考え方に一貫性がないように思われてなりません。

そこで、お伺いしますが、市は普通財産の所在と現況を承知しておられるでしょうか。また、村中財産の管理はどのようになされているのか。村中財産は、昭和29年の6カ町村合併時点から市有財産だと聞いておりますが、財産区分に対しての市長の見解をお聞かせください。

次に、ごみの分別・収集徹底についてお伺いします。

6月定例会でも質問がありましたが、ごみの収集について再度お聞きします。2カ月ほど前のことでありますが、夕日ヶ丘の方が自宅の庭木を剪定され、剪定された枝葉をごみ袋2袋に集積場に出されましたが、氏名の記入がないとの理由で収集されなく、集積場に置いたままになっていたそうです。出された方が別な用件で通りかかったときに気づき、同日夕方、清掃センターに持ち込んだが、職員とトラブルが生じたとのことであります。ごみの分別、収集については転入時に説明されていると伺っていますが、夕日ヶ丘については市外から転入されてきた方が多く、1回の説明ではなかなかわからないと思います。職員の方にもお願いしたいのは、ごみの出し方を間違えセンターに持ち込まれた方に対しても優しく対応してください。優しく対応、説明をお願いしたい。これこそ市民の皆様に対するサービスであると思います。こういうことによって、初めて市民の皆様と行政が一体となり、まちづくりができると思っております。ごみの出し方について、いま一度徹底を図る考えはないのか、市長の考えをお伺いします。

最後に、観光振興についてお伺いします。

ことしの夏、子供の夏休み期間は本市の観光の目玉であります水木しげるロードや海とくらしの史料館はマンボウ、チョボリン君の人気で大変なにぎわいがありました。大変喜ばしいことです。このように観光客がだんだん多くなるには、観光施設の充実は無論のこと観光協会や関係者の方々の努力のたまものだと思います。

皆さん一生懸命に頑張っておられるのに苦言を呈するようで申しわけありませんが、私が孫と水木しげるロードを歩いていて気がついたことを二、三お聞きします。

1点目は、水木しげるロードのところどころにあります案内板、案内地図と言った方がいいかもしれません、についてであります。どれも記してあるのは水木しげる記念館までであります。案内板の全部とは言いませんが、幾つかに海とくらしの史料館までも入れたら水木しげるロードの相乗効果で海とくらしの史料館にも足を運ぶ人がいると思いますが、いかがでしょうか。

また、水木しげる記念館のところから海とくらしの史料館までは案内板が一つもなく、あったのは花町の台場公園の角でした。この間に二、三カ所ぐらいあったらいいと思います。海とくらしの史料館について、一番初めに目につくのはやはりマンボウです。マンボウは大きいなと孫も大喜びでした。

もう一つよかったのは、別館で行っていた昆虫展。チョウの標本やカブトムシやクワガタなどふだん見たことのない昆虫で、子供だけではなく大人も感動しました。今後もこのような催し物を開いていただきたいと思います。

2点目は、水木しげる記念館の前のアーケード通りについてであります。市民の方が言われるには、一方通行では便利が悪い。そろそろ解除したらどうかということです。これまで地元の方々の意向を聞いたことがありますか。御検討をお願いいたします。

質問は以上で終わります。御清聴ありがとうございました。

**議長（渡辺明彦君）** 市長の答弁を求めます。

中村市長。

**市長（中村勝治君）** 永井議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、市有財産の管理についてのお尋ねであります。

普通財産の所在と現況を承知しているかということですが、普通財産につきましては図面と台帳で管理をしております。現況につきましても日々把握に努めて管理しているところでございます。

2点目に、村中財産の管理はどのようにしているかということですが、

現在、登記簿に村中と登記されている土地につきましては、戦前の町内会などの所有である可能性が大きく、市有財産としての管理をしておりません。町村合併の際に、旧町村より引き継いだ財産を市有財産として管理しているところであります。

また、誠道中学校跡地の記念碑のことにも触れておられますが、御要望のあった土地につきましては市有財産であります。引き継ぐ際に高松町の稲のハデかけ場、こういったものに使うという約束事がありまして、そういったところでは適切ではないではないかということでお断りした経過がございまして、今、話をしておりますのは、誠道中学跡の公園の一部に設置をしていただくように関係者と話を進めているところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

次のごみの分別・収集の徹底について、改めて徹底すべきじゃないかということが1点でございます。

転入してこられた方々につきましては、市民課窓口で家庭ごみの分け方・出し方カレンダーをお渡しをしております。御質問の枝木の収集につきましては、1回の収集について2袋または2束までで、袋または収集券に記名をいただくことにしております。家庭ごみの分け方・出し方カレンダーにも記載し、啓発をいたしておるところであります。

夕日ヶ丘につきましては、市外からの転入者が多いと聞いておりますので、地元自治会とも協議をしてごみの分け方、出し方について啓発する場を今後持ちたいと、このように考えております。

また、ごみの分別の周知徹底を図るために理解しにくいと感ぜられる点につきましては、改めて市報で特集等を組み、啓発をしていきたいと思っております。

さらに、職員の対応の問題もございましたが、清掃センターの職員の対応につきまして

は、随分私も対応がよくなったという市民の皆さんのお話をよく聞いておるところであります。私もそのように思っております。ただ、永井議員がおっしゃるようなそういったことがあったということでもありますので、さらに対応について徹底を図っていききたいと、このように思います。

次に、観光振興の点であります。海とくらしの史料館への案内板を増設する考えはないかということでもあります。

案内板につきましては、まずは駅前によくわかる案内板が必要であると考えまして、現在、JR境港駅前に巨大マンボウ、チョボリンの絵と案内地図を載せた看板を設置する計画でございます。設置場所についてJRの許可をいただいたところでございます。

また、水木しげる記念館の館内の出口には小型マンボウの剥製も展示をいたしまして、史料館の案内をしているところでもあります。今後、水木しげる記念館から海とくらしの史料館に至る中間点にも案内板を設置する予定といたしております。

2つ目に、子供の喜ぶ催し物の開催についてのお尋ねでございます。

海とくらしの史料館では、例年4月に写真展、4月から6月にかけて折り紙展、5月、6月に絵手紙展、7月、8月に昆虫展、8月に磯遊び、9月から魚の絵コンテスト等、そしてさらに年間を通して橋本興家版画展等を実施しているところでもあります。今後も入館者に喜んでいただけるように、催し物を企画していきたいと考えております。

3点目に、アーケード通りの一方通行について、地元の意見を聞いたことがあるのか、解除の検討をすべきじゃないかというお尋ねでございます。

水木しげるロードを訪れる年間85万人を超える観光客の皆様が本町アーケードを安全に安心して歩いていただくためには、現状の一方通行のままがいいと、このように考えております。地元商店街の方々も、本町アーケードは車道の幅員が狭くきちんとした歩道もないことから、対面交通にすると観光客を初め歩行者が多い状況では大変危険であるという声を聞いておまして、また一方通行解除を地元が要望されたこともないと、このように聞いておるところでございます。御理解をいただきたいと思っております。以上であります。

議長（渡辺明彦君） 追及質問がございましたらどうぞ。

永井議員。

16番（永井 章君） 先ほど市長から大変鮮明なお答えをいただきまして、ありがとうございました。

市有地の所在、状況を十二分に把握され、管理されたいと思っております。この件については終わります。

夕日ヶ丘の集積場の件でございますが、なるほどこういう時期がありましたので再々言っていますけど、ついごく最近でもありました。これはトマトの家庭菜園だと思っておりますが、トマトの枯れ枝とか雑草の枯れたとかありまして、それとか枝木といいまじょうか、これ60センチ以内に切ってくださいというふうについていつも見受けることが多いと思っておりますので、徹底をお願いしたいというふうにあります。

それと、水木しげるロードの件でございますが、商店街の方に聞きましたら、以前は商店街を口伝えに、海とくらしの史料館もありますよと、行ってみられたらどうですかというような会話をしたというふうに商店街の方から聞いておりましたけども、料金が倍に上がったというようなことで、それからは口伝えもしないと。何かあたかも別のような感じだというふうに聞いておりますが、その辺はいかがでしょうか。ちょっとお聞かせ願えませんか。

議長（渡辺明彦君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 御質問の件ですけども、海と史料館の入館料が高いということでございましょうか。

16番（永井 章君） 相談がなかったということです、上げるときに……。

議長（渡辺明彦君） 指名をしてから発言をしてください。

永井議員。

16番（永井 章君） 失礼しました。料金を上げるときに相談も何もしないに上がっていったということで、以前は200円だったそうですが400円になったということで、同じ商店街で相乗効果を上げるためには、やはり同じように相談なり話があっていいんじゃないかというふうな話だったようでございます。

議長（渡辺明彦君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 海とくらしの史料館の入館料を値上げする際に、本町商店街の方々に御相談がなかったということでございましょうか。

16番（永井 章君） そうです。

市長（中村勝治君） 入館料をアップする際に、確かに商店街の方々までには御相談はしてないと思います。ただ、新しい料金を設定したものにつきましては、これも個別にはお知らせをしておりますが、市報等でこのようになったという形で全市民にお知らせするような方法をとっておるといふぐあいに思います。

議長（渡辺明彦君） 続けてありましたらどうぞ。

永井議員。

16番（永井 章君） やはり思うときに、みんな一体となって相乗効果が上がったらいなというふうに思いましたので質問させていただきました。

終わります。ありがとうございました。

議長（渡辺明彦君） 次に、岡空研二議員。

3番（岡空研二君） 9月定例議会に当たり、私見を交えながら質問と提案をさせていただきます。

初めに、処理施設の経費節減に関する質問をいたします。

数年前より、契約電力が500キロワット以上の業務施設との契約は自由化となってお

り、長期契約をした場合、電気料金が安くなると聞きました。この件について、担当部署での検討がなされているのか、あるいはかつて検討をなされたかどうかを伺います。

例えば、清掃センターとの契約はそれに該当するもので、私の調べたところでは、電力会社を選び3年契約すれば3%程度安く使用できると聞きました。この件について、検討されているのかどうか。それには債務負担行為等の手続が必要となるでしょうが、節減になるのではと考え、質問をするものであります。

ほかにも昨年4月から自由化となった50キロワット以上500キロワット未満の施設についても、いろいろなパターンでの契約が可能であると聞きました。この件についても、検討はなされているのかどうか。

例えば、夜間調整契約等、関西電力、九州電力もしくはその他の電力会社も視野に入れて見積もりをとるなどの検討も必要ではと考えますが、市長の御所見を伺います。

また、清掃センターの冷却水などに使用する水道水についても伺います。

鳥取県企業局西部事務所に尋ねましたところ、工業用水を清掃センターの方向にも埋設してみてもどうかとの検討が現在なされていると伺いました。センターの設置する道路まで管が来れば、冷却水のみならず巡回車両の洗車や市民プールなどにも利用できるのではと考えます。この件についても、現在の状況をお聞かせください。

次に、危機管理について伺います。

境港市周辺には、美保基地を初め東洋一と言われるレーダー基地や原子力発電所などがあります。自然災害のみならず隣国からの脅威もあります。この平和な日本では考えられないことが、世界各地で起きています。日本だけは安心、まして境港はとっと思っても、いつ何どき何が起こるかわかりません。今の日本は、武力による攻撃に対し防備も軽微なものと推察いたします。もしものとき、我々住民はどのように行動すればよいのか、日ごろ余り認識の少ない我々は、いざというときパニック状態となってしまいます。

7月初めの北朝鮮によるミサイル発射については、政府に対し厳正な対処を要求したところですが、発射時の政府からの情報提供はどのようにあったのでしょうか。

また先日、東京での突然の大停電、これは事故でしたが、故意的に切断し、自爆テロでも起これば大惨事も予想されます。このような停電時の情報伝達方法についても伺います。

防災マニュアル等はできていても、平成12年の西部地震のときのように鳥取県も各市町村も何からやっていけばよいのかうろたえるばかりで、敏速に的確な処置ができていなかったことも事実です。一段落してからも、住民からは悲痛の声、その叫び声に耳を傾けるだけで、すぐには行動に移せない状態が続きました。その経験を生かされ、現在ではいろいろな状況を想定し、対処方法も検討されていますが、住民一人一人がいざというとき最善の行動がとれるように、その情報を市報にもたびたび掲載されてはどうかと考えます。

また、いろいろな危機的状況に際しての情報伝達はどのようにされるのかを伺います。

次に、空き家の管理について伺います。

最近、相次いで相談を受けた件があります。それは、近隣の住宅の庭が管理されず放置

されたままになっており、日当たりは悪くなり、夏になると害虫が大量に発生し困っているが、家に住む人もなく、管理する人が遠方におられ、連絡もできないとの内容です。

担当課に問い合わせたところ、管理する人を探し、適切に管理するよう依頼する文書を出しているとのことでした。

偶然にも、最近はやりの弁護士が回答するという番組で同様の内容を取り上げていました。出演している弁護士の解釈によると、近隣の人が整理した場合にもその費用を管理者に請求できるとのことでした。

また、春から夏の季節になると通行中に気づくことですが、樹木が道に枝を伸ばし、通行の邪魔になるケースがあります。近隣の人もなかなか注意がしづらいようです。市民全員が住みやすい環境をつくっていくという観点からも境港市独自の条例を制定し、苦情の申し出がしやすいシステムづくりが必要と考えますが、市長のお考えをお示してください。

最後に、市内の公園の活用策について伺います。

市内には立派な公園がたくさん設置されてありますが、通りがかりに見たとき、利用する人の姿を余り見ることがありません。この地域は一戸建ての住宅が多いので、そのせいもあるかとも思います。しかしながら、せっかくなつく公園ですから、もっと利用されるよう手を加えたらと思います。以前あった遊具も老朽化となり取り除かれ、それにかわるものも設置されることなく、松くい虫にあった木の切り株だけが残っている魅力を失った公園が幾つかあると感じています。

公園には、それぞれ場所により利用価値も異なるでしょう。児童公園もなければならぬし、森のない境港市には樹木の多い公園も必要でしょう。また、住宅密集地にある境中央公園のように、多目的に利用されるところも必要です。

そこで、境中央公園についての提言ですが、ここに訪れる人は公園だけではなく市民会館や図書館もあわせて利用される方もおられると思います。例えば西側道路に面した場所に公園利用者用に5台ないし6台分の駐車場を設けることにより、公園も図書館の利用者も自動車で行きやすくなるでしょう。現在は市民会館下の暗い部分を通り抜け、図書館前の以前道路であったところが駐車場として利用されています。そこには自転車の人や幼い子供たちも歩いています。車は行きどまりのため、バックしてから帰ります。暗いところもあるため、大変危険な状態となっています。現在ある車どめの位置を移動させるか、もしくは西側に駐車スペースを設けられてはどうか。市長の御所見を伺います。

また、各公園にはその当時の目的がそれぞれあって整備されたのですが、その後の利用状況を見ながら少しずつ手を加え、利用しやすい公園にリニューアルされることも必要だと思います。市長のお考えをお示してください。

以上で終わります。

議長（渡辺明彦君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 岡空議員の御質問にお答えをいたします。



初めに、境港市の処理施設の経費節減に関しての御質問でございます。

1点目、電力自由化に伴う契約の自由化と長期契約による経費の節減を検討すべきでないかというお尋ねであります。

国の経済構造改革の一環として、平成12年3月に大幅な電気事業法の改正がなされ、特定の電力会社が電力を売るという市場独占状態ではなく、民間企業も小売に参入し、需要側が電気をどこから買うかを選択できる電力小売の自由化が広まりつつあります。

岡空議員の御指摘のとおり、平成16年4月から契約電力500キロワット以上の高圧区分での電力の小売自由化が実施されておりました。清掃センターがこれに該当しております。しかしながら、現在の状況は、各電力会社とも他管内で競合する考えはないようであります。また、新規参入の民間事業者も、1,000キロワット以上の大規模事業所を主に対象にされておりました。実際に鳥取県が、これは県庁の入札であります。実施をされましたが、中国電力以外からの応札はなかったと聞いております。

また、おっしゃるように、岡空議員が言われております長期契約と契約自由化とは別個のものでありまして、この長期契約は中国電力が契約電力500キロワット以上の施設に対して、3年契約により基本料金相当額の3%を割り引くサービスを独自に行っているもので、平成17年5月から契約種別の変更により清掃センターも長期契約対象施設に該当することとなったため、この時点で中国電力側から長期契約の申し出がありましたが、内部協議の結果、電力自由化になって間もないことでありまして、民間企業の進出、こういったものも考えられることから、長期契約を交わすことについては少し見合わせることにしたところであります。

しかしながら、先ほど申し上げましたように現在他社が参入する見込みのない状況でありますので、清掃センターについては中国電力と長期契約を締結をし、経費節減、これは3年間で約100万円ぐらい見込まれておりますが、こういった経費を節減していくよう努めていきたいと、このように考えております。

そのほかの施設につきましては、これは下水道センター、浄化センター、リサイクルセンターであります。契約電力が500キロワット未満でありまして、長期契約の対象施設に該当していませんが、電力料金が少しでも低額となるような契約を結んで、今後とも内部的な経費の節減に努めてまいりたいと考えております。

2点目の工業用水を利用してはどうかというお尋ねであります。

現在、鳥取県企業局の方から、清掃センターへ工業用水を引くことについて打診を受けておりますが、敷地内の工業用水引き込みや上水道との分離のための工事等が必要となりますので、費用対効果も含め今検討しているところであります。

温水プールにつきましては、厚生労働省通知において遊泳用プールの水質基準が決まっております。工業用水の水質では適していないこともありまして、この利用は考えておりません。

次に、危機管理についてであります。

北朝鮮のミサイル発射について、そのとき政府からの情報提供はどのようなものであったのかというお尋ねであります。

北朝鮮のミサイル発射の情報は、水産庁から鳥取県の防災危機管理課へ第一報がファクスにより伝達されております。これを鳥取県から各沿岸市町村等へファクスされて、本市では宿直職員がこれを受けまして、防災担当者へ電話連絡を行ったところであります。その後、環境防災課及び水産農業課の職員が参集をいたしまして、情報収集に当たったところであります。

次に、先日起きた東京の停電時、テロでも起これば大惨事が予想される。そのような停電時の情報伝達方法はどんなことを考えておるかということであります。

御指摘のとおり、情報手段として活用する機器はすべて電気が生命線であります。このことから、本市では停電時には自動的に作動する市民会館の非常用発電機を利用して、本庁舎の2階と電算室に電気が送れるように、平成16年度に改造したところであります。これによりまして、非常時に停電があった場合でも防災行政無線や電話並びにインターネット機能など、危機管理に必要な情報手段を円滑に使用することができるようになっております。

なお、本市では停電に関する市民への広報等を速やかに行うために、中国電力株式会社米子営業所と災害時における連絡や協力を円滑に行うことを目的とする確認書をことし3月に締結したところであります。

3点目に、これまではいろいろなパターンを想定し対処方法も検討しているが、住民にその情報を市報にもたびたび掲載し、一人一人ができるだけの確な行動がいざというときにとれるよう図られてはどうかというお尋ねでございます。

御指摘のように、平素から住民に災害の対処方法を伝えることは大変重要なことであります。今後、時期をとらえて市報等に災害時の対処方法などを掲載してまいりたいと考えております。

また、地震体験ができる装置を載せた車を利用して実際に体で体験するなど、防災意識のPRにも努めてまいりたいと存じます。

4点目となりますが、いろいろな危機に際しての情報伝達方法はどのようにされるのかを伺うということですが、緊急時の情報伝達につきましては、防災行政無線や携帯電話のメール配信を活用するとともに、防災行政無線の聞き取りにくい場所もありますので、広報車による巡回放送も必要だと思っております。また、報道機関にも積極的に情報提供して、テレビやラジオを活用したいと考えております。

次に、環境問題について2点ほどお尋ねでございますが、1点目であります。

空き家の庭の管理について、独自の条例を制定し、苦情の申し出がしやすいシステムづくりが必要と考えるという御提言であります。日ごろから草木が茂ったり害虫が発生して困っている、そういう苦情の相談が寄せられた場合には、所有者や管理者に対し口頭や文書で適正管理に努めていただくよう依頼しているところであります。

また、本市では境港市廃棄物の処理及び再利用に関する条例を定め、その中で清潔の保持、空き地の管理について、土地または建物の占有者あるいは空き地の所有者または管理者は清潔を保ち、地域の生活環境を保全するよう適正な管理に努めなければならないと定めておりますので、この条例の周知も図りながら指導を徹底していきたいと考えております。

2点目の、生け垣の枝木が通行の邪魔になるケースがある。苦情の申し出をしやすくするため、条例制定が必要ではないかというお尋ねであります。

生け垣の枝木が道路にはみ出し、通行の妨げになっていることは大変危険でもあり、4月号の市報においても枝木の手入れをしていただくよう周知したところであります。

また、市民から苦情等のあった箇所につきましては、これまでも所有者の方に直接お会いして枝木を切ってもらうようお願いをしております。道路の交通に支障を及ぼす行為につきましては、道路法での罰則規定もあり、今、条例制定をする考えはありません。今後交通に支障となる箇所につきましては剪定等をお願いしていくとともに、市報での定期的な周知を続けてまいりたいと考えております。

次に、公園の活用策についてであります。図書館前の車どめの位置を変更するか、境中央公園西側に駐車場を新設したらどうかということであります。

図書館前の通路は、過去に西側出入り口付近で交通事故が多発したことや図書館利用者等の安全を確保するために、西側入り口に車どめを設けて通り抜けができないようにしております。

境中央公園に駐車スペースをとのことでありますが、公園の利用者も含めまして市民会館や図書館利用の皆さんには市民会館北側に駐車場を確保しておりますし、土曜、日曜日には周辺の職員駐車場を開放しておりますので、そちらを御利用願いたいと考えております。

次に、各公園に少しずつ手を加え、利用しやすい公園にリニューアルさせることも必要ではないかということですが、市では市民の方々に親しんでいただき、憩いの場となるような公園整備に取り組んでおりますが、市民からの要望もお聞きしながら、維持管理を含め利用しやすい公園整備をしていきたいと、このように考えております。以上であります。

議長（渡辺明彦君） 追及質問がございましたらどうぞ。

岡空議員。

3番（岡空研二君） 誠意ある御答弁をいただいたところですが、少し重ねて要望もしたいこともありますので伺います。

電気料金からですが、基本料金だけが3%安くなるというのは、それは中国電力独自の策だと聞いております。先ほど自由化と長期契約は関係ないと言われましたけど、やはり自由化を意識した、そういうのがあるから長期契約をして3%値引きしてでもというのが頭にあるんじゃないかと思っております。

その基本料金だけではなく、単価の方もいろいろどうかわかりませんが交渉次第では何とかなるかもしれませんので、そういう交渉といいますか、努力をしていただきたいと思います。

工業用水は、この先、清掃センターの延命化を図って長く使うとなれば、工水ということも考えていかなきゃならないと思いますので、今のところはその構内の工事をするよりも水道局の方が少し割高になっても賢明かもしれませんが、また延命処置ということになれば考えていただきたいと思います。

それと、次、危機管理でございますが、先ほど防災無線が聞こえにくいというのが、議会のたびにたびたび出てることではございますが、今回基地対策費の増額というのを米子市さんもされますが、境港市も増額の要望をしようという話が出ておりますが、これに対しても防災無線等の更新等にもその費用が使えたらと思いますので、また検討していただきたいと思います。

ちょっと余談になりますが、それと中海テレビなんか情報が、15チャンネルですか、出ますけど、その情報が警戒事案発生とか緊急事案が発生して出動しているとか、大変わかりにくい情報の流し方がありますが、プライバシーの問題があるからそうかもしれませんが、これは消防の方が出しているかと思うんですが、市から出している情報ではないと思うんですが、それについてももう少しわかりやすい情報の出し方をさせていただくよう要望していただきたいと思います。これについて、また何かあれば教えてください。そこまで、よろしくお願いします。

議長（渡辺明彦君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 追及質問にお答えをしたいと思います。初めに電力料金のことでありますけれども、先ほど答弁をいたしましたように、いずれにしても中国電力との契約におきましては少しでも安くなるような方法をいろいろ研究をして、経費の節減を努めていきたい、このように思います。

工水の利用につきましては、先ほどの答弁では申し上げませんでした。今、西部広域行政管理組合でごみ処理について広域化の計画がございます。こういったものもにらみながら、工水を取り組んだ方がいいのかどうなのか検討していきたいというぐあいに思います。

それから、中海テレビの情報内容がよくわからないということではございますが、これについては市の方からそういった声があるということ伝えていきたいというぐあいに思います。

それから、防衛予算の件につきましても、岡空議員がおっしゃるように増額要望、そういったものを力を入れて要請していきたいと、このように思います。以上であります。

〔9番 下西淳史議員 「議事進行、議長」と呼ぶ〕

議長（渡辺明彦君） 下西議員。

9 番（下西淳史君） 一問一答方式でやるということになってますので、その辺、議長、きちっと整理をしてください。お願いします。

議長（渡辺明彦君） 質問と要望が重なっておりましたので、質問事項は消防情報の件だけというふうには私は理解しておりましたけども、市長さんの方から電気料金、工業用水についてもお答えがありましたので重なりましたけど、一問一答ということですので、要望事項と質問事項を明確に分けて聞いていただきたいと思います。

続けてありましたらどうぞ。

岡空議員。

3 番（岡空研二君） 空き家の庭管理のことについて聞いたんですが、少し間違いかもしれませんが、公園なんかにも犬のふんとかそういうのがあっていろいろ苦情を言われる人が多いんですが、以前、公園にもそういう迷惑条例みたいなのがあって、犬を公園で散歩させたらいけないというような看板がきちんと明記されていれば注意ができるのに、明記されてないところが多いということなんですが、今の状態というのはどうなっているでしょうか。

議長（渡辺明彦君） 公園の管理の状況ですか。

松本産業環境部長。

産業環境部長（松本健治君） 市長にかわりましてお答えをいたします。

公園の犬のふんの問題ですが、それはあくまでも公園内に犬を連れて入ってはいけないということではなくて、公園でそういった便をした場合には、それは飼い主の方がきちっと片づけてきれいにさせていただくということですのでございまして、公園内に犬を連れて入ってはいかんということでは、そういった趣旨ではございません。

議長（渡辺明彦君） 追及質問どうぞ。

岡空議員。

3 番（岡空研二君） 連れて入ってもいいということですね。

公園の話ですが、先ほど図書館の駐車場は北側の駐車場を利用してほしいということなんですが、どうしても近いところを利用したいものです。

少し図書館とは違いますが、境中央公園には交通公園というのがありますけども、その利用状況というのがわかれば教えてください。どの程度の頻度の。

議長（渡辺明彦君） 答弁を求めます。

武良建設部長。

建設部長（武良幹夫君） 市長にかわって答弁させていただきます。

先ほど御質問のございました交通公園でございますが、交通公園につきましては昭和 59 年に設置されたものでございまして、現在の利用状況といいますのは、小学校、余子、上道、境小学校、それとあわせまして郵便局の方でそういった交通安全の勉強会といいますか、ルール、マナー、こういったものに利用されていると、こういうふうになっております。以上です。

議長（渡辺明彦君） 続けてありましたらどうぞ。

岡空議員。

3番（岡空研二君） 結構利用されているということですか。そう頻度がなかったら、少しその交通公園の利用方法を考えたかどうかと思っただけの質問だったんですが。

最後ですけど、図書館には先ほども申しましたけど北側を利用してもらおうということですが、西側の職員駐車場があるところの一角を少し図書館用とかという枠を何ぼかつくることができないものか。土日しかそこが使えないという状態ですので、それができないものか最後に伺って終わります。

議長（渡辺明彦君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） お答えをしたいと思います。先ほどの答弁でもお答えをしましたように、市民会館の北側には立派な広い駐車場があるわけでありまして。土日には西側にも十分な駐車スペースがあるわけでありまして。職員駐車場のところをスペースを設けたらどうかということではありますが、そういった考えはございません。

議長（渡辺明彦君） 次に、柘康弘議員。

8番（柘 康弘君） おはようございます。9月定例市議会に当たり、中村市長に伺ってまいります。

子供たちの暑い暑い夏休みも終わり、休み疲れが抜けないうまま2学期となりました。7月から8月にかけて、当市のにぎわいは今までにないにぎわいでした。水木ロード、海とくらの史料館のにぎわい、周辺の米子市皆生温泉、松江市なども経済効果が少なからずあったのではないかと思います。

私は、ペーロン協会の役員を受けさせていただいておりますことから、7年前より兵庫県相生市との選手団の相互交流、また一昨年に始まった東出雲町から松江市美保関町までの神話をたどった交流イベント、さらにことしは長崎市において開催されました全国ペーロン選手権大会への代表チームの参加などさせていただき、私なりに森岡議員さん、平松議員さんなどと力を合わせて、当市ではどのような方法が一番よいのか勉強してまいったところでございます。

当市では、昔から水産業が盛んなことから、みなと祭という有名な祭りがあります。それこそミスみなとを決定していただく催しもありましたが、今は少し寂しくなったように思われます。それにかわって、近年ではジャズフェスティバルや妖怪に関するイベントがにぎわいを続けてくれています。中村市長、観光協会、商工会議所などの皆様が力強く応援してくださってのことだと思っております。

中村市長は中海テレビや新聞紙上にいつも出ておられますから、いろいろマスコミを通して当市のために頑張っておられることについては文句のつけようがないと思っております。

私は、いま一つ、この7月から8月の催しの中に全国一を目指してペーロンとビーチバ

レーを当市の目玉にさせていただきたいと思います。ビーチバレーも全国から参加しておられるようですし、ペーロンについても三方を海に面した当市にはうってつけだと思います。人を呼び込むには、水木ロードも海とくらしの史料館も大切な財産ではありますが、体を動かす競技で人が集まってくれることもいいと思います。ぜひとも市長の英断に期待するものであります。よろしく願いして本題に入らせていただきます。

私は、滑走路2, 500メートル化について伺ってまいりたいと思います。

この事業は、平成8年12月、第7次空港整備5カ年計画に米子空港滑走路2,000メートル化が位置づけられ、平成9年2月、米子空港周辺地域活性化対策協議会を設立され、3月に副知事を本部長とする米子空港プロジェクト推進本部を設置、平成12年3月には境港、米子両市の地元が県道の平面迂回に大筋合意となったものであります。平成12年8月には、JR西日本がJR境線の現位置での地下化を前提とした調整に合意、9月には滑走路延長建設促進期成同盟会、整備促進議員連盟が発足しました。平成13年4月、事業着手が決定、11月には米子空港周辺地域振興計画合意、平成20年度供用開始ということになったところであります。

事業着手までには国が行う環境アセス、JR境線の基本協定、県道にかかわる都市計画など多くの処理がありました。一方、空港周辺地域振興計画の事業化については、国、県、市の負担金の決定などいろいろな御苦勞もあったかと思えます。中でもJR境線については、当初、地下化にするということでしたが、迂回をさせることに変更したことでおくれが出ないかと心配したところでもあります。

私も、議員として3回目の定例会です。先輩議員にもいろいろ聞いてはおりますが、情報が入りにくいのが現状であります。少しずつ迂回道路もできがりつつありますが、美保基地の南側には平成20年度供用開始の看板も立ちました。当市役所にも、同じ看板が設置されました。市役所に来たり、車で市役所の前を走ると目につきます。いよいよ近くなったんだなあと思うようになりました。あの看板を信用して、20年度には供用開始なんだとそう理解しておいていいのか。国土交通省や県土整備課は、早期供用を求めるとのコメントであります。

8月5日の新聞報道では、完成のおくれで2年延びるように報道されています。これは県選出の代議士さんが、2月の衆院予算委員会分科会での質問の中での答弁がそうだったということでもあります。大きく新聞で報道されると、この看板よりもおくれるということになります。本当のところはどうなのでしょう。市の方にはどういう説明がなされているのでしょうか。JRの迂回方法で手間取ったんだということのようですが、私どもとしましても報道で知ることではしか情報を得られず、情報不足になってしまいます。市の方に国、県から情報が入れば、私どもにも入るよう考えていただきたいと思えます。よろしく願いしておきます。

そこで、空港駅、新駅について伺っておきますが、当初県側は、空港の利用促進のため新駅が絶対必要だというスタンスであったということでもあります。今でも県側はその考え

は変わってないのでしょうか。もし変わってないということなら、利用者が使いやすい駅でなければならないと思います。市長はどう思われるのでしょうか。

また、JR西日本は、新駅についてどうあるべきだと考えているのでしょうか。以前伺ったときには、プラットホームさえあればいいんだというJRの考えだったように聞いていますが、JR西日本もお客さん相手だとすれば少くくは利用される側のことも考えられ、話し合いに応じる姿勢があっても当然だと思いますが、市長はどう考えられますか。

新駅の決定を美保飛行場アクセス高度化検討委員会というところで整備内容について検討中であるということですが、そんなにゆっくりしていて本当に大丈夫でしょうか、心配するところでもあります。

最後に、当市にとって飛行場があるということは大変な財産であります。市内どこからでも10分以内で行けるところは、全国的にも珍しいと思います。これをみんなのアイデアで利用していただけるような方法があるのではないかと考えるところです。人が利用してくれることが経済効果にも大変有効なことです。私は、新駅にしても迂回道路にしても、利用者に気持ちを和らげてくれるようなまちづくりが大切だと思います。市長のやる気を伺うものです。

また、この滑走路延長事業について、今の進捗状況など市報で毎回お知らせすることも市民に関心を持っていただく大切な役目だと思います。市長の考えをわかりやすくゆっくりと答弁していただくようお願いして、質問を終わります。以上です。

済みません、訂正をさせていただきたいと思います。滑走路2,000メートルと言いましたが、2,500メートル化ということで訂正させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

**議長（渡辺明彦君）** 市長の答弁を求めます。

中村市長。

**市長（中村勝治君）** 柘議員の御質問にお答えをいたします。

米子空港の滑走路延長事業について、何点かお尋ねでございます。

初めに、米子空港の滑走路延長事業について、完成時期が2年程度おけると報道がなされた。そして空港入り口や市庁舎には、平成20年度供用開始目標との看板も設置されているが、事業のおくれはないのか、市にはどのような説明がなされたのか。また、新たな情報については適宜提供すべきだというお尋ねでございます。

米子空港の滑走路延長事業につきましては、御質問のように本年2月に開催されました衆議院予算委員会第8分科会におきまして、地元選出の赤澤亮正衆議院議員からの現在の進捗状況に関する質問に対して、2年程度のおくれは生じているが、早期完成に向け鋭意取り組んでまいりたいとの答弁がなされたものでございます。現在、国、県とも当初の完成目標を変えることなく、全力で取り組んでいると、私どもの方ではそのように伺っております。本市といたしましても、地元関係者の皆様の御理解と御協力をいただきながら、国、県、JR西日本等との関係機関と連携、協力し、早期の完成に向けて努力してまいり



たいと存じます。

新たな情報等につきましては、これまでと同様に市議会の特別委員会において適宜御報告させていただきたいと、このように考えております。

2点目の、空港利用促進のため新駅は必要であるとの県の考え方に変わりはないか。そうであれば、利用者が使いやすい駅であるべきと思うがどうかということと、またJR西日本は新駅についてどのように考えておるかというお尋ねであります。

新駅の設置につきましては、国、県、民間の関係機関等との協議の中で、空港利用促進のために必要であるとの考え方を確認したところであります。

新駅は利用者にとって使いやすい駅であるべきとの御指摘につきましては、私も全く同感でありまして、雨風や雪を遮る駅舎や空港ビルまでのアクセス道路を整備することにより、空港駅としてふさわしい駅にすべきであると考えておりまして、このことは国、県等にも申し上げているところであります。

また、国土交通省中国運輸局が設置しております美保飛行場アクセス高度化検討委員会には、行政機関のほか商工会議所、JR西日本等の民間団体にも参加をいただき、空港への鉄道アクセスのあり方等について協議を進めているところでございます。

最後に、本市に飛行場があるということは大きな財産であり、利用することによって経済効果にも大変有効である。また、市民への情報提供も大切であるがどう考えるかというお尋ねでございます。

本市にとりまして、飛行場は港湾、漁港とともに大きな財産であります。その活用が観光の振興や地域の活性化等、地域経済に大きな影響を及ぼすということは言うまでもございません。米子空港の機能拡充は、環日本海交流の玄関口を目指します本市にとりまして大変重要でありまして、今が整備の時期と、そういう強い思いを持っているところであります。今後は市民の皆様にも十分な情報を提供していく中で、事業の促進を図ってまいりたいと、このように考えております。以上であります。

議長（渡辺明彦君） 追及質問がございましたらどうぞ。

終議員。

8番（柘 康弘君） それでは、一つ一つちょっと追及させていただきたいと思います。

まず、この滑走路2,500メートル化へ延長を決定したのはいつなのかを教えてくださいたいと思います。

議長（渡辺明彦君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 建設部長の方から答弁をいたします。

議長（渡辺明彦君） 武良建設部長。

建設部長（武良幹夫君） それでは、かわってお答えをいたします。

2,500メートル化の事業の取り組み状況につきましては、平成8年の12月に第7次空港整備5カ年計画に2,500メートル化が位置づけをされております。その後いろ

いろ協議がなされまして、平成9年3月、鳥取県の副知事が本部長として米子空港プロジェクト推進本部を設置されまして、その後、JRといろいろ調整をさせていただいております。

その後、平成12年9月には米子空港滑走路延長建設促進期成同盟会、それから整備促進議員連盟会が発足いたしまして、いろいろ国に働きかけをいたしたところでございます。平成13年4月に事業着手が決定をされまして、平成13年11月に米子空港周辺地域振興計画等、合意が調印なされて、現在取り組んでいるところでございます。

それでその後段といたしまして、JRの地中化の問題等もございまして、平成15年の8月の段階で境線、JRの平面迂回に変更がなされております。以上でございます。

議長（渡辺明彦君） 続けてありましたらどうぞ。

柘議員。

8番（柘 康弘君） 結局のところ、その決定したのはいつかということをおは伺ったんですが、そこをもう一度お願いしたいと思います。

議長（渡辺明彦君） 武良建設部長。

建設部長（武良幹夫君） 計画が着手決定いたしましたのは、平成13年4月でございます。

議長（渡辺明彦君） 追及質問どうぞ。

柘議員。

8番（柘 康弘君） それでは、平成20年度供用開始目標ということで、具体的に何月を目標に動いておられるのか。当初の予定でよろしいですので、この決定した段階で何月に供用開始の目標だったのか、その予定を教えてくださいと思います。

議長（渡辺明彦君） 答弁を求めます。

武良建設部長。

建設部長（武良幹夫君） 当初、この資料に基づきますと平成20年供用開始予定というふうに伺っておりますが、今現在進めておりますのは20年度ということでございますので、21年の、年度でいきますと3月が年度の末、こういうことになりますので、その目標に向かって取り組んでいるということをお伺いしております。

議長（渡辺明彦君） 続けてどうぞ。

柘議員。

8番（柘 康弘君） では、この計画がなされた際に、総事業費は幾らとなっていたのか教えてくださいと思います。

議長（渡辺明彦君） 武良建設部長。

建設部長（武良幹夫君） 滑走路延長事業は、たしか115億の事業費だというふうに伺っております。

議長（渡辺明彦君） 追及質問どうぞ。

柘議員。

8 番（柗 康弘君） それでは、ちょっと観点を変えていきたいと思います。先ほど市長の答弁にもありまして重複するかもしれませんが、再度追及させてください。

供用開始が2年程度おくれるという報道がございました。市長の方から、おくれのないように進めていくというふうに答弁がございましたが、この報道がなされたということ、これは新駅の迂回が問題で2年程度おくれるのではないかとという答弁があったということととらえてよろしいのでしょうか。

議長（渡辺明彦君） ちょっと待ってください。新駅の迂回ですか。J R の迂回。

8 番（柗 康弘君） J R の迂回です。

議長（渡辺明彦君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 国の方が委員会で答弁した内容、背景等については、私どもには一切そういうものは承知をしておりません。国、県につきましても、当初の供用の目標年度に供用できるように全力を尽くしておるといふことしか私どもは入ってきておりませんので、地元としてできることは国、県あるいはJ R に協力すべきところは協力をして、スムーズに事業が進捗するように努めていきたいと、こういうことであります。

議長（渡辺明彦君） 重ねてありましたらどうぞ。

柗議員。

8 番（柗 康弘君） それでは、新駅ができるとします。そうした場合に、市の方にでも負担金が生じてくるのではないかと思います。その際、市長はこの負担金をどれくらいに抑えようと考えておられるのか、わかる範囲でお願いいたします。

議長（渡辺明彦君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 御心配の点はもっともだと思います。この点につきましては、当初の考え方として地元負担金は生じないと、この滑走路延長事業に伴ってですね、そういうことを聞いております。境港市としては、そういったものに原則的には負担が生じないようにしてくれと、こういうことを県の方には伝えているところであります。

今後、この新駅の整備あるいはアクセスの通路、こういうものが具体化してくる中で、いろいろまた具体的に協議すべき点が出てこようかと。こういうぐあいに思いますが、そういった負担を伴うようなそういった話がございましたら、市議会の皆様にも御協議を申し上げてその方向を考えていきたいと、こういうぐあいに思っております。

議長（渡辺明彦君） 追及質問どうぞ。

柗議員。

8 番（柗 康弘君） ありがとうございます。以上でございます。

休 憩

議長（渡辺明彦君） ここで休憩いたします。再開は午後1時10分といたします。

( 1 1 時 2 0 分 )

再 開 ( 1 3 時 1 0 分 )

議長(渡辺明彦君) 再開いたします。

午後の会議に長谷議員から欠席の届けがありましたので、御報告いたします。

午前中に引き続き、各個質問を行います。

田口俊介議員。

10番(田口俊介君) 公明党の田口でございます。9月定例議会に当たり、市政一般について、私見を交えてではありますが何点か質問をさせていただきます。市長におかれましては、誠意ある御答弁を期待するものであります。

さて、子供たちにとって楽しい思い出づくりとなるべき夏休みのさなか、埼玉県ふじみ野市において7歳の女児が市営プールの排水口から吸い込まれて亡くなるという大変痛ましい事故が起きました。私自身、同年代の子供を持つ親として他人事とは思えず、マスコミによる報道を注意深く見守っていたわけですが、この事故の調査の中で数多くの問題点が明らかになりました。以下、大要をまとめると次のようなことであります。

1、ふじみ野市がプール管理を委託していた会社は、契約違反であるにもかかわらず下請企業に管理を丸投げしていた。2、監視員のほとんどは高校生のアルバイトであり、必要かつ十分な研修もなされておらず、安全確保のためのマニュアルについての周知もされていなかった。3、6カ所の吸水口のふたのうち、正しくボルトで固定されていたのは1カ所だけ。あとは針金でとめられており、そのような状態が放置されていたために、針金さえもない箇所が多くあった。4、以前、吸水口のふたについて危険だとクレームをつけた管理会社は、その翌年から入札で外されていた。これらのことから明らかなように、この事故は完全なる人災であります。また、学校のプールや公営プールでの排水口関連の死亡事故は、過去30年間で約50件もあるとのことであります。

このふじみ野市の事故を受け、全国の自治体で学校及び公営プールの排水口の安全チェックが行われたわけですが、本市においては幸いにも問題のあるプールはなかったと聞いており安堵しております。しかし、プールに限らず市内にはさまざまな公共施設があり、特に公園や体育・運動施設にはたくさんの遊具や器具があるため、いつどのような事故が起こるとも限らないわけであります。公共施設の安全管理については、管理委託をしているにかかわらず、最終的にはその責任を行政が持ってやっていくべきであり、また委託事業者に対してもコスト面のみが前面に出るのではなく、何よりもまず徹底した安全管理、品質管理が最優先項目になるよう監督・指導し、またその取り組みを評価する仕組みづくりが必要と考えますが、本市における公共施設の安全管理の現状と今後の取り組みについて市長にお伺いいたします。

次に、障害児教育について、6月定例議会に続き質問をいたします。

6月議会の各個質問において、本市におけるいわゆる軽度発達障害教育の取り組みにつ

いてお伺いし、教育長より、LD等専門員や非常勤講師、また各学校への指導補助員の配置といった人的環境の整備の取り組み等御答弁いただきました。

その中でやはり一番感じたのは、一人一人異なる特性を持った軽度発達障害児に対して、必要な学習を指導していける環境を整えていくことの必要性であります。鳥取県は、平成12年より軽度発達障害教育について、全小・中学校を対象とした研修会の開催、LDや自閉症の専門教員の養成など、明年4月の改正学校教育法の施行を見据え、全国的にも先進的な取り組みをしてきましたが、支援の中心が保護者や学校、教員へと偏りがちで、適切な支援が受けられない子供たちが通常学級でトラブルやいじめ、不登校に陥るケースなどもあったようで、これは非常に残念なことだと思います。

鳥取県内における軽度発達障害の小・中学生の数は、現在医師の診断を受けた人数で494人とされていますが、文部科学省の調査によれば、医師の診断を受けていないが特別支援が必要と思われる子供は県内では約3,000人いるとも言われています。本市についても、これは陽なたで伺ったのですが、今年度陽なたに登録されている子供の人数、これは未就学から小学校3年生までの子供さんの数ですが、これが36人、登録はしていないが相談等される子供さんも含めると実に150人近い人数がいるそうであります。そうした子供たちが専門性のある教員から障害の状態に応じた指導を受けられるよう、市内小学校に軽度発達障害児を対象とした通級指導教室の早期設置が必要と考えます。

現在、県内の通級指導教室について、軽度発達障害児を対象とした教室は、八頭町の小学校に1つ、倉吉市の小学校に1つ、米子市の小学校に3つの計5カ所しかなく、障害児教育を専門にされている鳥取大学の渡部昭男教授も、軽度発達障害を持った児童に直接支援の場が開かれた意義は大きいと評価される一方、通級指導教室が小学校5学級だけでは足りない。医師の診断を受けていない気になる子や、中学生への支援はどうするのか。通級指導教室とあわせて気になる子を支える学習支援室の設置も必要と、一步踏み込んだ意見も述べられておられます。

市内の軽度発達障害児をお持ちの親御さんからも、市内の小学校に通級指導教室があればぜひ通わせたいとの声も直接聞いております。市内全小学校への軽度発達障害児を対象とした通級指導教室の早期設置について、市長並びに教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、子育て支援についての質問に移ります。

さきの国会において、公明党の推進により出産育児一時金の支給額が本年10月から現行の30万円から35万円に引き上げられることは御承知のとおりであります。この出産育児一時金の支給方法について、保険者、つまり市町村から直接医療機関に分娩費を支給する方法に改める改善策を厚生労働省がまとめました。これは、現行制度においては一時金は出産後請求した後に支給されるため、受け取るまでに1カ月近くかかるような場合もあり、病院への支払い時に高額な分娩費を用意するのに困る人も少なからずおられるわけであります。そのため、支給額の8割を無利子で借りられる出産費貸付制度を公明党の提案により2001年度からスタートさせ、実質的に前倒し支給をするといった対応をし

てきたわけであります。

そして今回、もう一步踏み込んだ形で出産育児一時金の支払い手続の改善策として、受領委任払い制度の普及を公明党として提唱、少子化に関する政府・与党協議会でも議論を重ね、子育て支援策の一つに盛り込まれ、これを受けて今回、厚生労働省が改善策をまとめたものであります。

改善策の中身としては、出産予定日の1カ月前から被保険者による事前申請を受け付け、出産後に保険者である市町村が医療機関に直接分娩費を一時金の支給額を上限に支給するもので、増額された一時金35万円を例にとると、分娩費が30万円だった場合、保険者が30万円を医療機関に支払い、差額分の5万円を被保険者である親に支給。また、分娩費が40万円かかった場合は、保険者が医療機関に35万円を支払い、差額分の5万円を親が医療機関に支払うといった仕組みであります。

なお、この改善策はことし10月以降に厚生労働省からの通知を受けて、保険者、つまり市町村と医療機関が同意したところから順次実施することとなりますが、強制的な制度化ではなく、各保険者、つまり市町村の任意での実施となります。

本市の出産育児一時金の支給の現状については、現行、出産後の支給と、一時金の9割を上限に出産費貸付制度のいずれかを選択できるようになっており、またどちらも申請後即日支給されておるということで、利用者にとっては非常に利便性の高い状況ではあります。これに今回の受領委任払い制度が出産育児一時金の受け取り方法の選択肢に加わることによって、支給対象となる若い夫婦の方にも喜んでもらい、さらなる子育て支援の一助になると考えます。実施に向けた積極的な取り組みを期待するものですが、市長の所見をお伺いいたします。

最後に、自主財源の確保について質問させていただきます。

先般の新聞に、県が公表した実質公債費比率の算定結果速報によると、本市が危険ラインの18%を超えていることが報道されました。市のコメントとして、2007年に償還のピークを迎える。2004年ごろから厳しい地方債抑制に取り組んできた。その成果で予定どおり比率は低下するとありましたが、いずれにしろ財政難が続くことには変わりはなく、市民の一人として非常な閉塞感を感じているわけであります。

しかし、本市のみが殊さらに財政難にあえいでいるわけではなく、三位一体改革、地方分権の流れの中で全国の自治体の多くが財政難を訴えております。

そんな中、ここ数年、広告事業の推進による新たな財源の確保に取り組む自治体が全国に広がっております。まさに予算が足りないならみずから稼ごうの精神であります。

一般的な例でいえば、自治体が発行する広報紙への広告掲載がありますが、最近は各自自治体が保有しているさまざまな資産を広告媒体として活用することにより広告収入をふやしたり経費節減を図るなど、その取り組みも非常に多様化しております。

例えば、愛知県豊田市では、市民課などの窓口に置く封筒に広告を入れるかわりに、従来市で作成していた封筒を無償で提供してもらうというふうな経費節減策を行っておりま

す。

また、同じく愛知県瀬戸市では、市職員のアイデアでゴミ収集車に有料広告を掲載。11台の収集車のうち1台が広告車になっており、広告料は年間18万円だそうです。

また、東京都足立区では、平成15年2月より課税課が区民税、都民税の納付書と4種類ある専門封筒及び軽自動車税の専門封筒の裏面、計16区画を広告スペースとして提供し、昨年度は164万円の収入を得ているとのこと。

さらに、杉並区では住居案内掲示板の作成をNPO法人による民間資金を活用したPFI方式で行ったため区の支出はゼロとのこと、もし区内の全掲示板110基を区費で作成すると1億7,000万かかるとのこと。

また、非常に先進的な取り組み例として横浜市が行っているのは、市の広報紙や各種封筒はもちろん、ホームページのバナー広告は当然として、職員の給与明細書や図書貸し出しカードの裏面広告、街路灯の広告フラッグ、市庁舎の広告つき玄関マット、壁面広告、公用車やゴミ収集車の広告つきホイールカバー、これはタイヤが回ってもホイールそのものは回らないようにしてあるそうです。また、少し視点は異なりますが、行政視察の受け入れについても、90分間の視察に1人当たり5,000円の視察料を徴収しているとのこと。このように、市の持つありとあらゆる資産を活用した広告事業を展開するために、横浜市では平成16年4月から財政局の中に広告事業推進の部署を設け、広告募集の一元的な窓口とすることで成果を上げているようであります。

また、身近なところで県内他市の取り組みについて紹介しますと、鳥取市ではホームページのバナー広告を今年度より開始し、年間162万円の収入を見込んでおり、市内循環バスの車内及び車外広告も平成16年度5月より開始、昨年度の実績で9万8,238円の収入。倉吉市は、市報への広告掲載を平成17年4月号より開始。17年度決算見込みで125万円。米子市については、納税通知書封筒の裏面広告を平成17年度より行い、同年実績52万円。市報の広告掲載を平成12年度より開始し、昨年度実績44万1,000円。循環バスの車内広告を平成14年より開始し、昨年度実績3万2,000円。水道局検針票の裏面への広告掲載を昨年度より開始し、42万円の実績というぐあいで、さまざまに工夫、努力しながら成果を上げておられます。

本市においても、広告事業については過去にも議題にも上り、また現在取り組みがなされているものがあることは承知しておりますが、ただいま紹介した事例を参考にさせていただき、たとえわずかな財源でも知恵と汗を出して予算を確保するその姿勢が市職員のさらなる意識改革にもつながり、市民の皆さんにも喜んでいただけるのではないかと思うものです。このような広告事業の取り組みについて、市長の所見をお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

議長（渡辺明彦君） 市長の答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 田口議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、公共施設の安全管理の問題であります。

公共施設の安全管理は行政が責任を持って行うべきであり、委託の場合もコストの前に安全管理、品質管理が最優先項目となるよう、監督、指導、評価が必要と考えます。その考えをという御質問でございます。

市長部局が管理する公共施設の中で、最も多いものは公園であります。現在、市内に37カ所、うち13カ所に遊具を設置をいたしております。この管理に当たりましては、安全を第一に考えて対応しているところでございます。

遊具の安全対策につきましては、年度当初に専門業者に点検業務を委託をし、精密点検を行うとともに、担当課におきましても定期的に点検を行い、遊具の補修、取りかえ等の対応をしているところであります。

遊具にかかわる事故を未然に防ぐには、市だけではなく地域住民の皆さんとの協力が不可欠であることから、公園管理を委託している団体にも協力をお願いし、皆様に安心して利用していただけるよう安全確保に努めてまいりたいと考えております。

教育委員会所管施設につきましても、市長部局と同様に各施設の教職員による日常的な点検、管理と教育委員会事務局からの指導、さらには教育委員会事務局職員、専門業者による点検などを組み合わせながら、安全管理の徹底に取り組んでいるところであります。今後とも現場を常に注視をし、現場視察を十分に行い、安全を最優先として取り組んでいく考えであります。

また、指定管理者に委託をしております温水プール、体育運動施設、文化施設などにつきましては、協定書に利用者の安全確保を第一とする基本方針、そういった条項を盛り込み、監督・指導を図る体制といたしております。各委託事業者におかれましては、常に所管課と密接に連携を図り、安全確保を最優先とすべく取り組んでいただいております。現時点ではその評価の仕組みを実施する考えは今のところ持っておりません。

次に、子育て支援についての御質問でございます。

出産育児一時金の支給手続の改善策として、受領委任払いの導入をすべきではないかという御意見でございます。

本市の国民健康保険での出産育児一時金の支給方法は、現在、市民課窓口で出生届の際に現金での即日支給と、これは南條議員から御提案をいただいたものでありますが、出産前の貸付制度、これを平成16年から実施をしております。現在2つの方法で支給体制をとっておるということでございます。

このたびの厚生労働省がまとめた改善策につきましては、今月下旬には国から実施についての通知が出されるものと伺っております。

田口議員御指摘の受領委任払い制度につきましては、保険者から親に現金支給する出産育児一時金を直接医療機関に分娩費として支給する方式であることから、出産時の家計負担を軽くできると考えております。現在、本市では高額療養費につきまして直接医療機関に支払いができる高額療養費委任払いに関する協定書を近隣の55の医療機関と締結して



おりますので、これと同様に御質問の受領委任払い制度も実施できると考えております。

最後に、自主財源の確保について、多角的な広告事業の推進による財源を確保すべきじゃないかというお尋ねであります。

田口議員には、自主財源の確保について先進例の数多くの事例を挙げて御提言をいただきました。現在、本市におきましては、広告掲示による利用料収入を得ておりますのは、はまる一歩バスとその停留所の時刻表への掲示のみでございます。昨年度は13万円余の収入があったところでございます。広告媒体の幅広い活用につきましては、御提言を参考とさせていただきまして実施に向けて検討を深めていきたいと、このように考えております。以上であります。

議長（渡辺明彦君） 教育長の答弁を求めます。

根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） 田口議員から御質問をいただきましたので、お答えいたします。

市内小学校への軽度発達障害、通級指導教室の早期設置について御質問でございます。

本市におきまして、軽度発達障害の診断を医師から受けている児童生徒は、平成17年度末で小・中学校合わせて35名おります。そのうちの何名かは障害児学級に在籍し、個別な支援を受けておりますが、大半の子供たちは通常学級に在籍しております。

市としましては、子供たちのための人的環境整備を中心に行ってはおりますが、実際には集団生活の中で不適応を起こしたり、学習効果がなかなか上がらなかったりということもあり、子供たちの二次的障害の発生も危惧いたしております。

このような実態の中で、我々教育委員会としましても通級指導教室の開設につきましては専門的知識と技能を持った教員がその子の実態に応じた適切な指導や支援を行い、子供たちの発達や自立を促すという観点からも、早急に実現する必要があると認識いたしております。今後は、できれば来年度からの設置を目指し、県教委へ強く要望し、働きかけていく所存でございます。以上です。

議長（渡辺明彦君） 追及質問がございましたらどうぞ。

田口議員。

10番（田口俊介君） それでは、追及質問の方に移らさせていただきます。

公共施設の安全管理については、先ほど市長の方からも今の現状、また今後のことについてお伺いいたしました。特段その評価の仕組みづくりについては考えておられないということですが、とにかく事故が起きてからその反省の上に立ってまた今度対策を考えるのではやっぱり遅いというふうに思いますので、そういう面から、どうしたら本当に起きないかというのを常に考えていかなければいけない。その一つとして、そういった評価の仕組みというのも、例えば指定管理事業者への事業報告書というのは提出を義務づけておられると思うんですが、そこにもう一つ突っ込んだ形で、例えば安全管理業務の報告書等をまた別につくってそれをまた提出をしていただくとか、そういった仕組みづくりが大事なのではないかなというふうに思います。これは提案として、要望として言っておきます。

それから、あと障害児教育の部分の通級指導教室の件についてですが、実は先般の新聞報道に、厚生労働省の調査でいわゆるニートと呼ばれる若者の中に発達障害の疑いのある人が含まれている。そういう調査結果が首都圏の調査で出たということで、この調査によると、この調査対象のうちの実に23.2%にこの発達障害またはその疑いがあることがわかったというふうにあります。そういう意味からも、結局この発達障害というのは往々にして生まれつきの脳の機能障害で人との距離感が図れないとか、コミュニケーションがうまくいかないとか、そういったところで結局就業という部分でうまくいわずにニートになってしまう。そういう現状があるのではないかというふうにも言われております。そういう面から、やはり少しでも早い時期からそういう専門的な知識を持った方にそういう人とかかわり方、また自分に合った学習の仕方、社会とかかわり方というのをしっかりと身につけることのできる通級指導教室の設置というのは本当に大事だというふうに思います。そういう部分については、教育長いかがお考えでしょうか。

議長（渡辺明彦君） 根平教育長。

教育長（根平雄一郎君） ニートに発達障害の疑いのある方が20数%おられたというデータはちょっときょう初めてお聞きしましたので、ああ、そうなのかなというところ、新たに認識をしたところでございます。

先ほども答弁の中で言いましたように、本市としましても田口議員御提案のとおり早期にこういう軽度発達障害の子供たちに個別の指導ほか適切な指導ができるように、来年度から軽度発達障害通級指導教室の設置を目指して、県教委へ強く要望してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（渡辺明彦君） 続けてありましたらどうぞ。

田口議員。

10番（田口俊介君） この軽度発達障害のお子さんをお持ちの親御さんは、本当にこの教室の設置を待ち望んでおられます。ぜひ来年度より本当に設置ができるように、強く働きかけていただきたいと。これは本当に強く要望をしておきます。

また、広告事業の件についてであります。現在本市として取り組まれている広告事業については、先ほど市長の方からも御答弁いただきました。以前は広報紙の市報の方の広告掲載も、どうもその議題に上ったことがあるというようなことも聞いております。なかなか市内にある企業といいますか、そういうところからのみの対象にした広告掲載ということになると、なかなか難しいところもあってというようなことをちらっとお聞きもしたんですが、例えば市内にある企業だけに限らず、もっと例えば県内にたくさん支店があるような大きい企業さん、そういったところに対してどんどんそういう広告の働きかけをしていく、そういったことも必要かと思うんですが、その辺いかがお考えでしょうか。

議長（渡辺明彦君） 答弁を求めます。

中村市長。

市長（中村勝治君） 追及質問にお答えをいたしますが、先ほどお答えをいたしましたよ

うに、市の資産のあらゆるものを広告媒体として活用して、少しでも自主財源の確保を努めている。これは田口議員がおっしゃるとおりでありまして、私も全く同感でございます。職員には早速そのことを指示をして、できるものから実施をしていくように検討を指示したところであります。一生懸命やっていきたいと思っております。

議長（渡辺明彦君） 重ねてありましたらどうぞ。

田口議員。

10番（田口俊介君） そうしますと、この広告事業について一層の御検討、御研究をされて、一つでも、小さいところからでも本当に早目の実施をお願いしたい。これも要望しておきます。

また、出産一時金のことについても、これもぜひもうすぐにでも本当に実現をしていただきますように、これも強く要望して質問を終わります。ありがとうございました。

議長（渡辺明彦君） 本日の各個質問は以上といたします。

延 会 （13時40分）

議長（渡辺明彦君） 次の本会議は、あす12日午前10時に開き、引き続き各個質問を行います。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員